

樹木剪定業務仕様書

- 1 この仕様書は、尼崎市都市整備局土木部公園維持課に係わる樹木剪定業務に適用する。
- 2 各業務委託の実施にあたっては、公園等保護育成業務共通仕様書を熟知し、関係法令に基づき施行すること。
労働安全衛生規則に従い業務を実施しなければならない。(安全対策、作業手順、装備等)
- 3 各業務委託契約締結後、街路樹剪定業務については速やかに所轄警察署において道路使用許可を取得すること。また、公園樹剪定業務についても必要に応じて取得することとし、各業務の実施にあたっては、許可条件を遵守すること。
- 4 公園樹剪定業務については、必要に応じて公園内車両等乗り入れ許可書を取得し、各業務の実施にあたっては、許可条件を遵守すること。
- 5 街路樹剪定業務については、交通整理員の配置を基本とし、現状に応じた通行等の安全を確保すること。また、公園樹剪定業務についても、必要な場合は同様とする。
- 6 各業務実施にあたっては、現場責任者を定め、作業時に腕章を着用すること。
- 7 剪定枝等は速やかに処理を行い、公園利用、通行等の支障にならないようにし、安全な公園利用、通行等を確保すること。(剪定枝等が発生した当日中に剪定枝等の回収を行い、剪定枝等を放置したまま現場を離れないこと。)
- 8 公園等への出入り後は、車止柵の施錠を確実にを行うこと。
- 9 作業実施にあたっては、作業区域の周辺にセーフティーコーンや安全柵等を設置し、公園利用者や通行車両、歩行者等に対して、作業中であることを明確にすること。
また、公園樹剪定業務については公園の主要な出入口に、街路樹剪定業務については作業区域の前後の目立つところに、剪定作業を実施していることが明確にわかる看板等を設置すること。
さらに公園利用者・通行車両等、民家沿いにあつては建物等に細心の注意を払うなど万全の安全対策を行うこと。
- 10 作業実施日には、現場責任者が必ず1回以上区域内を巡回し、公園等保護育成業務共通仕様書の一般事項8に示す「施設等の安全確認」に基づいて異常の発見に努め、緊急を要する事項については、その都度、市監督員に連絡すること。
- 11 公園内または作業区域内で他の利用者に危害を及ぼす恐れのある行為(ゴルフ、単車の乗り入れ等)を発見した場合は見過ごすことなく、注意及び説得を行うこと。
- 12 作業従事者は、市の代行者であることを十分認識し、市民に対する接遇(対応)には特に注意すること。
- 13 住民から剪定対象以外の樹木剪定を依頼された場合は、丁寧に剪定内容を説明するとともに、依頼者名、連絡先、剪定内容等を市監督員に報告すること。
- 14 枯損木、腐敗木等で放置すると危険な樹木等を発見した時は、直ちに市監督員に連絡すること。
- 15 樹木剪定にあたっては、工程表並びに指示書を基本とするが、現場の状況、花芽分化等を考え併せて実施すること。
- 16 植栽地内に実生樹木が存在するとき、市監督員と協議し撤去すること。
- 17 樹木の形状寸法及び業務実施内容等について、次のとおり定める。

(1)低木・生垣剪定

現況樹木の高さが低い場合は現状の高さで刈りそろえるものとするが、現状樹木が

高い場合で特に指定のない場合は、低木については概ね 60cm 以下（前後 10 cm程度は許容範囲とする）、生垣は概ね 1 m以下に切り下げ、外部からの公園内の見通しを確保すること。ただし、植栽場所の状況（例えば石積み上の生垣等）により、上記の高さにより難しい場合は、市監督員と協議の上、高さを決定し、剪定を行うこと。なお、樹木の状況に応じて、刈り込み機械だけでなく、適宜、剪定ノコ、鋏等を使用し実施すること。

(2)中木剪定

1 株を標準とし、外部から見通せるよう、剪定ノコ、鋏等による切下げ、裾上げ、中透き等を行い樹冠を揃え、敷地境界内にて枝処理を行う。ただし、現況樹木の状況や樹種等により、剪定方法を決定することがある。

(3)フジ剪定

夏期剪定：蔓、葉繁茂時の剪定で、垂れ枝及び棚上部の茂り過ぎの枝を剪定すること。

冬期剪定：フジ 1 本当りの剪定であり、樹形の骨格づくりを目的とする基本剪定の中で、花芽を残し、棚全体にわたって剪定すること。また、棚から離れた蔓、枝等は棚に誘因し、シュロ縄で結束すること。

なお、単価契約の場合、冬期のみを実施するとは限らない。

(4)高木剪定

樹種特性に応じて樹冠全体を剪定するものとする。

高木（夏期）剪定は年間を通じての常緑樹及び落葉完了前の落葉樹の樹木剪定とする。

落葉樹冬期高木剪定は、落葉後の剪定で、支障枝の処理とともに樹形の骨格作りを目的とするものである。

隣地を越境する枝については、境界内にて処理し、電線、道路標識等の障害枝は切戻し、通行や見通しを阻害する下枝は切除すること。また、従来からあまり剪定を実施していない樹木や、大きい樹木については、樹高を切下げること。

剪定対象樹木（特にプラタナス、ヤナギ、ポプラ等の古木）で枯れ枝、空洞枝等は確実に撤去処分し、上部を軽くすること。

太枝の切り口は滑らかにすること。また既存の切り口であっても必要に応じて滑らかに切り直し、癒合剤を十分塗布すること。

変圧器、高圧線等に接し剪定の困難なものを事前に調査し、対象樹木があれば関西電力㈱に連絡すること。

(5)業務実施写真の撮影方法

仕様内容を十分理解し、業務実施前後の状況が把握できるよう撮影すること。撮影は樹種毎に行うこと。ただし、一体的に状況把握できる場合はこの限りではない。なお、業務実施写真がない場合は、出来高として確認できないこともあるので、十分留意すること。

18 その他、設計図書に定めのない事項については、市監督員と協議のこと。

19 剪定した樹木は幹周りを測り図面に記入のうえ、市監督員に提出すること。

以 上